

明治乳業争議新聞 ニュース

発行 明治乳業争議団
 連絡先 〒272-0015
 千葉県市川市鬼高2-6-2
 TEL・FAX 047-332-5698
<http://tanisi-co.web.infoseek.co.jp/meinyuso/>
 働くルールの確立で人間性の回復を！
 No. 0607号 (06年11月18日)

「12・3社長宅包囲行動」

争議の全 面解決へ 弁すら否定の道筋と なる「和解勧告」 を行いま した。し かし、明 治乳業は 「諸般の 事情」を 等を理由 に拒否し、 司法が示 した大義 ある解決 への道筋 すら強引 閉ざし ました。 広がり、 長期争議を 闘う争議団 への新たな 支援の輪が 首都圏でも 全国的にも

明治乳業に争議解決を迫る
12・3「社長宅包囲行動」
 明治乳業は 長期労働争議を解決し、食の「安全安心」を守れ



皆様のご参加をお待ちしております
 12月3日、午前11時～
 集会 中金杉公園
 デモ 公園～北小金駅前

主催：明治乳業争議支援千葉県共闘会議

争議解決への道筋を閉ざす 明治乳業に抗議

市川工場事件の控訴審を争っている東京高裁(民事5部小林裁判長)は、結審(12月4日)を前に、長期

争議の全 面解決へ 弁すら否定の道筋と なる「和解勧告」 を行いま した。し かし、明 治乳業は 「諸般の 事情」を 等を理由 に拒否し、 司法が示 した大義 ある解決 への道筋 すら強引 閉ざし ました。 広がり、 長期争議を 闘う争議団 への新たな 支援の輪が 首都圏でも 全国的にも

これは、争議解決の決断を求め、株主が98名も参加した今期株主総会で、「司法判断を尊重します」と述べた社長答

を断らない企業体質をただご支援ご協力をお願いしま

「諸制度」改変で 50～60万円の年収減にも

07年4月から明らかに大きく脅かすもの。諸手当部分では、「都市人手当」「住宅手当」「家族手当」「北海道通勤手当」が、大幅に改悪されています。明治乳業に改悪されてしまいます。明治乳業は、労働組合が誕生してから60年。部分的には改悪、廃止す。評価もありませんが、守り通し制度、職てきた賃金補完手当をすべ分制度、職て無くしてしまおうというこ諸手当改とは初めてです。廃止されれば、年間50～60万円の減収になる人もいるといわれます。教育費や家のローンなどを抱えた人たちに大きな負担となり

明治乳業争議と「文化の夕べ」

中西和久・1人芝居
 「ピアノのはなし」
 会費 1,500円
 2007年2月2日(金)
 市川市文化会館

開場 18時
 開演 18時30分



許せますか？。住宅・家族・都市手当などの切捨て

「当社の競争力向上に向け、人材のさらなる活性化」とか「職務遂行とは直接関係のない本人の属性で決定される」ものは廃止するのだとしています。これは、賃金と生活補給的要素をもののは払わず、競争力の活性化などを重視した賃金・手当に方向を大きく転換しようというものです。

死活の問題ともなりかねません。会社・明治乳業は、提案理由として

団員レポート記



博員 利委 中常任
 鹿兒島県出身、高校生の時バレー部で活躍中、「東京オリピック」の聖火リレーメンバーに選ばれ川内市内を2km走り、いまでも誇りとして自慢する。

46年、愛知工場に入社し、その年10月に石川工場へ転勤。名古屋駅で見送ってくれた主任・中山悠氏(現会長)が餞別としてくれたのが19歳の青年にタバコだった、それから喫煙がやみ付きになり現在に至っている。労音サークルなどから社会の矛盾を知り、職場内外の活動を通じ奥さんに一目惚れと頬を緩める。乳児保育園建設に参加、学童保育石川連絡協の役員となって、奥内(5市5町)で12箇所の発足に尽力、保育(風の子クラブ)運営委員長12年を務め、昨年金沢市長から永年勤務「感謝状」を授与するなど素晴らしい運動家です。職場では、釣り部の副会長として愛好家を束ねてきたが、釣果は(故)二口さんにはどうしても勝てなかったとか。40年来の兄弟付き合いの「直さん」の口癖、「どうしてもかたな(勝)アカン」の遺志を受け継ぎ、奥さんの支援を満身に受け気持新たに頑張ると運動を広めている。

社業にチャレンジする風土を強めようと「資格取得奨励金」などを新設するとし、また、「次世代育成手当」の新設などは、支給対象者が極めて少なくなりました。また、「一利」もありません。

10月30~31「座込み」本社大行動

全国・本社行動(970余名)へ支援の輪が結集

早期解決を求め全国行動展開

10月30日・31日両日午後1時から6時、本社座込み31日引き続き抗議行動。門扉を50cm程以外閉ざしガードマンを立たせる。『三三アイ・ユートックの岡さんの歌、松平晃さんのトランペット、チンドン江戸家の練り歩きなど、延べ164団体・600余名で、



座込み



埼玉

9月30日、埼玉・関東工業座込み行動。140余名の支援者が工場前の荒川土手に結集。2時間余の時間で「和解勧告」を真摯に受け、1日も早い解決を訴えが

9月30日、埼玉・関東工業座込み行動。140余名の支援者が工場前の荒川土手に結集。2時間余の時間で「和解勧告」を真摯に受け、1日も早い解決を訴えが

同日、愛知工場めざし、奥田公園で集会・工場へのデモ行進で市民に力強くア



本社

「和解勧告」拒否への抗議の意思を本社に向け表明して頂きました。



愛知



大阪

10月11日、大阪・関西新工場要請書の受け取り拒否。11月13日、静岡工場へ15名で要請。工場長はどこに



札幌

解決への道筋を示した高裁の努力を呼びよせる

東京高裁第5民事部(小林克巳裁判長)が行った9月13日の「和解勧告」は、裁判官合議により、「21年の長期に及ぶ争議を解決する最後の機会とおもわれるので」との認識と判断の下に出されたものです。会社代理人はその場で「和解は考えていません」と即答しました。小林裁判長は、「裁判所の考えを持ち帰っ

て検討するように」と促されました。席上控訴人側は、和解に対する高裁の努力に敬意を表すると共に、今後

10月10日に和解協議がもたれました。席上控訴人側は、和解に対する高裁の努力に敬意を表すると共に、今後

会社は労働委員会や地裁の判断(不当な)をよりどころに、「不当労働行為はしていない」と開き直り、株

現在、高裁での最終弁論(十二月四日)に向けて最終準備書面の作成と、

会社の不当労働行為は否定できない事実

このように、裁判所の「和解勧告」という司法判断すらかたくなに拒否する会社の態度は、長期争議の当事者としての責任はもとより、「食の安全」を守る立場からの社会的・道義的責任からも決して許される

が組合員を赤組・白組・雑草組に分類して組合介入し差別管理してきた事実は、会社側証人(大

会社側証人(大)が組合員を赤組・白組・雑草組に分類して組合介入し差別管理してきた事実は、会社側証人(大

全国事件・都労委第5回調査

全国から上京、傍聴にご参加下さい
日時 2006年12月4日(月) 15時~
場所 都庁南塔 34階
※ 高裁から引き続きお願いします

労働組合の権利を守る